

民訴法改正（2004年4月施行）条文

（レジюме作成：川村真文）

計画審理	2
提訴前の証拠収集手続の拡充	2
専門訴訟への対応	9
鑑定手続きの改善	13
知的財産権関係訴訟の管轄の特例等	14
簡易裁判所の機能の充実	16
経過措置	18

計画審理

第 147 条の 2（訴訟手続の計画的進行）

裁判所及び当事者は、**適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。**

第 147 条の 3（審理の計画）

裁判所は、**審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。**

2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 争点及び証拠の整理を行う期間
- 二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
- 三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

3 第一項の**審理の計画**においては、前項各号に掲げる事項のほか、**特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。**

4 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第一項の**審理の計画を変更することができる。**

第 156 条の 2（審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の提出期間）

第一百四十七条の三第一項の審理の計画に従った訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、裁判長は、当事者の意見を聴いて、**特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めることができる。**

第 157 条の 2（審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下）

第一百四十七条の三第三項又は第一百五十六条の二（第七十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者がその**期間の経過後に提出した攻撃又は防御の方法**については、これにより**審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがある**と認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、**却下の決定**をすることができる。ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたことについて**相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。**

提訴前の証拠収集手続の拡充

第 132 条の 2（訴えの提起前における照会）

訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面とした場合（以下この章において当該通知を「予告通知」という。）には、その予告通知をした者（以下この章において「予告通知者」という。）は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第百六十三条各号のいずれかに該当する照会

二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2 前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、これらの規定は、適用しない。

3 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。

4 第一項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

第 163 条（当事者照会）

当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 具体的又は個別的でない照会

二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会

三 既にした照会と重複する照会

四 意見を求める照会

五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

六 第百九十六条又は第百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

第 196 条（証言拒絶権）

証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

- 一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあったこと。
- 二 後見人と被後見人の關係にあること。

第 197 条

次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

- 一 第百九十一条第一項の場合
 - 二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合
 - 三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合
- 2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

第 191 条（公務員の尋問）

公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

弁護士法第 23 条（秘密保持の権利及び義務）

弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

規則第 52 条の 2（予告通知の書面の記載事項等・法第百三十二条の二）

予告通知の書面には、法第百三十二条の二（訴えの提起前における照会）第三項に規定する請求の要旨及び紛争の要点を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、予告通知をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

- 一 予告通知をする者及び予告通知の相手方の氏名又は名称及び住所並びにそれらの代理人の氏名及び住所
- 二 予告通知の年月日
- 三 法第百三十二条の二第一項の規定による予告通知である旨

2 前項の請求の要旨及び紛争の要点は、具体的に記載しなければならない。

3 予告通知においては、できる限り、訴えの提起の予定時期を明らかにしなければならない。

第 132 条の 3

予告通知を受けた者（以下この章において「**被予告通知者**」という。）は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点に対する**答弁の要旨**を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その**予告通知がされた日から四月以内**に限り、訴えの提起前に、**訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項**について、**相当の期間**を定めて、書面で回答するよう、書面で**照会**をすることができる。この場合においては、同条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 前項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

第 52 条の 3（**予告通知に対する返答の書面の記載事項等・法第百三十二条の三**）

予告通知に対する返答の書面には、法第百三十二条の三（訴えの提起前における照会）第一項に規定する**答弁の要旨**を記載するほか、前条（予告通知の書面の記載事項等）第一項第一号に規定する事項、返答の年月日及び法第百三十二条の三第一項の規定による返答である旨を記載し、その返答をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

2 前項の答弁の要旨は、具体的に記載しなければならない。

第 52 条の 4（訴えの提起前における**照会及び回答**の書面の記載事項等・法第百三十二条の二等）

法第百三十二条の二（訴えの提起前における照会）第一項の規定による照会及びこれに対する回答は、照会の書面及び回答の書面を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会の書面は、当該代理人に対し送付するものとする。

2 前項の照会の書面には、次に掲げる事項を記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

- 一 照会をする者及び照会を受ける者並びにそれらの代理人の氏名
- 二 照会の根拠となる予告通知の表示
- 三 照会の年月日
- 四 照会をする事項（以下この条において「**照会事項**」という。）及びその必要性
- 五 法第百三十二条の二第一項の規定により照会をする旨
- 六 回答すべき期間
- 七 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリの番号

3 第一項の回答の書面には、前項第一号及び第二号に掲げる事項、回答の年月日並びに照会事項に対する回答を記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印するも

のとする。この場合において、照会事項中に法第百三十二条の二第一項第一号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、法第百六十三条（当事者照会）各号のいずれに該当するかをも、法第百三十二条の二第一項第二号又は第三号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、そのいずれに該当するかをも記載するものとする。

4 照会事項は、項目を分けて記載するものとし、照会事項に対する回答は、できる限り、照会事項の項目に対応させて、かつ、具体的に記載するものとする。

5 前各項の規定は、法第百三十二条の三（訴えの提起前における照会）第一項の規定による照会及びこれに対する回答について準用する。

第132条の4（訴えの提起前における証拠収集の処分）

裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら**収集することが困難**であると認められるときは、その予告通知又は返答の**相手方**（以下この章において単に「相手方」という。）の**意見**を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る**次に掲げる処分**をすることができる。ただし、その**収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でない**と認めるときは、この限りでない。

一 文書（第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。）の所持者にその**文書の送付を囑託**すること。

二 必要な**調査**を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体（次条第一項第二号において「官公署等」という。）に**囑託**すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその**専門的な知識経験に基づく意見の陳述**を囑託すること。

四 **執行官**に対し、**物の形状、占有関係その他の現況**について**調査を命ずる**こと。

2 前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から**四月の不変期間内**にしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることについて相手方の同意があるときは、この限りでない。

3 第一項の処分の申立ては、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいては、**することができない**。

4 裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により**相当でない**と認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。

規則第52条の5（証拠収集の処分の申立ての方式・法第百三十二条の四）

法第百三十二条の四（訴えの提起前における証拠収集の処分）第一項各号の処分の申立ては、**書面**でなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申立ての根拠となる申立人がした予告通知又は返答の相手方（以下この章において単に「相手方」という。）の氏名又は名称及び住所

二 申立てに係る処分の内容

三 申立ての根拠となる申立人又は相手方がした予告通知（以下この項並びに次条（証拠収集の処分）の申立書の添付書類）第一項各号及び第二項において単に「予告通知」という。）に係る請求の要旨及び紛争の要点

四 予告通知に係る訴えが提起された場合に立証されるべき事実及びこれと申立てに係る処分により得られる証拠となるべきものとの関係

五 申立人が前号の証拠となるべきものを自ら収集することが困難である事由

六 予告通知がされた日から四月の不変期間内にされた申立てであること又はその期間の経過後に申立てをすることについて相手方の同意があること。

3 第一項の書面には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第百三十二条の四第一項第一号の処分の申立てをする場合 当該文書の所持者の居所

二 法第百三十二条の四第一項第二号の処分の申立てをする場合 当該嘱託を受けるべき同号に規定する官公署等の所在地

三 法第百三十二条の四第一項第三号の処分の申立てをする場合であって、その申立てが特定の物についての意見の陳述の嘱託に係る場合 当該特定の物の所在地

四 法第百三十二条の四第一項第四号の処分の申立てをする場合 当該調査に係る物の所在地

4 法第百三十二条の四第一項第一号の処分の申立てにおける第二項第二号に掲げる事項の記載は、送付を求める文書（法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を含む。）を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の処分の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める物についても、同様とする。

5 法第百三十二条の四第一項第二号又は第四号の処分の申立てにおける第二項第二号に掲げる事項の記載は、調査を求める事項を明らかにしてしなければならない。同条第一項第三号の処分の申立てにおける意見の陳述を求める事項についても、同様とする。

6 第二項第五号の事由は、疎明しなければならない。

規則第52条の6（証拠収集の処分の申立書の添付書類・法第百三十二条の四）

前条（証拠収集の処分の申立ての方式）第一項の書面（以下この条において「申立書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 予告通知の書面の写し

二 予告通知がされた日から四月の不変期間が経過しているときは、前条第二項第六号の相手方の同意を証する書面

2 予告通知に対する返答をした被予告通知者が法第百三十二条の四（訴えの提起前における証拠収集の処分）第一項の処分の申立てをするときは、当該申立書には、前項各号に掲げる書類のほか、当該返答の書面の写しを添付しなければならない。

3 法第百三十二条の四第一項第三号の処分の申立てをする場合において、当該処分が特定の物についての意見の陳述を囑託するものであり、かつ、当該特定の物に関する権利が登記又は登録をすることができるものであるときは、当該申立書には、当該特定の物についての登記簿の謄本又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面を添付しなければならない。同項第四号の処分の申立てをする場合において、調査に係る物に関する権利が登記又は登録をすることができるものであるときも、同様とする。

規則第 52 条の 7（証拠収集の処分の手続等・法第百三十二条の六）

裁判所は、必要があると認めるときは、囑託を受けるべき者その他参考人の意見を聴くことができる。

2 法第百三十二条の四（訴えの提起前における証拠収集の処分）第一項第一号に規定する文書の送付は、原本、正本又は認証のある謄本のほか、裁判所が囑託を受けるべき者の負担その他の事情を考慮して相当と認めるときは、写しですることができる。

3 第百三条（外国における証拠調べの囑託の手続）の規定は、法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第五項において準用する法第百八十四条（外国における証拠調べ）第一項の規定により外国においてすべき法第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分に係る囑託の手続について準用する。

4 執行官は、法第百三十二条の四第一項第四号の調査をするに当たっては、当該調査を実施する日時及び場所を定め、申立人及び相手方に対し、その日時及び場所を通知しなければならない。

5 第四条（催告及び通知）第一項、第二項及び第五項の規定は、前項に規定する通知について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「裁判所書記官」とあるのは「執行官」と、「訴訟記録上」とあるのは「報告書において」と読み替えるものとする。

6 法第百三十二条の四第一項第四号の調査の結果に関する報告書には、調査をした執行官の氏名、調査に係る物の表示、調査に着手した日時及びこれを終了した日時、調査をした場所、調査に立ち会った者がいるときはその氏名、調査を命じられた事項並びに調査の結果を記載しなければならない。

規則第 52 条の 8（訴えの提起の予定の有無等の告知）

予告通知者は、予告通知をした日から四月が経過したとき、又はその経過前であっても被予告通知者の求めがあるときは、被予告通知者に対し、その予告通知に係る訴えの提起の予定の有無及びその予定時期を明らかにしなければならない。

専門訴訟への対応

第 92 条の 2（専門委員の関与）

裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために**専門委員を手続に関与**させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。

2 裁判所は、**証拠調べ**をするに当たり、**訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭**にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために**専門委員を手続に関与**させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、**当事者の同意**を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について**専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発する**ことを許すことができる。

3 裁判所は、**和解を試みる**に当たり、必要があると認めるときは、**当事者の同意**を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために**専門委員を手続に関与**させることができる。

規則第 34 条の 2（進行協議期日における専門委員の関与・法第九十二条の二）

法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項の決定があつた場合には、専門委員の説明は、裁判長が**進行協議期日**において口頭でさせることができる。

2 法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）の規定は、前項の規定による進行協議期日における専門委員の説明について準用する。

規則第 34 条の 3（専門委員の説明に関する期日外における取扱い・法第九十二条の二）

裁判長が**期日外**において専門委員に説明を求めた場合において、その説明を求めた事項が訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、当該事項を通知しなければならない。

2 専門委員が期日外において説明を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その写しを送付しなければならない。

規則第 34 条の 4（証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第九十二条の二）

裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）第二項の規定により専門委員が手続に關与する場合において、**証人尋問の期日**において専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための**証人の退廷その他適当な措置**を採ることができる。

2 当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。

規則第 34 条の 5（当事者の意見陳述の機会の付与・法第九十二条の二）

裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について**意見を述べる機会**を与えなければならない。

規則第 34 条の 6（専門委員に対する準備の指示等・法第九十二条の二）

裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）又は第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）の規定により専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、**係争物の現況の確認その他の準備**を指示することができる。

2 裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、**その旨及びその内容を通知するものとする。**

第 92 条の 3（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）

裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に關与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で**音声の送受信により同時に通話をする**ことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

規則第 34 条の 7（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第九十二条の三）

法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項又は第二項の期日において、法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）に規定する方法によって専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

2 専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を調書に記載しなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を記載することができる。

3 第一項の規定は、法第九十二条の二第三項の期日又は進行協議期日において第一項の方法によって専門委員に説明をさせる場合について準用する。

第 92 条の 4 (専門委員の関与の決定の取消し)

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、**専門委員を手続に関与させる決定を取り消す**ことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

規則第 34 条の 8 (専門委員の関与の決定の取消しの申立ての方式等・法第九十二条の四)

専門委員を手続に関与させる決定の取消しの申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2 前項の申立てをするとき、申立ての理由を明らかにしなければならない。ただし、当事者双方が同時に申立てをするとき、この限りでない。

第 92 条の 5 (専門委員の指定及び任免等)

専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 第九十二条の二の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。

3 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第 92 条の 6 (専門委員の除斥及び忌避)

第二十三条から第二十五条まで (同条第二項を除く。)の規定は、専門委員について準用する。

2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件の手続に関与することができない。

規則第 34 条の 9 (専門委員の除斥、忌避及び回避・法第九十二条の六)

第十条から第十二条まで (除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避) の規定は、専門委員について準用する。

第 23 条 (裁判官の除斥)

裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、

又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。

五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

第 24 条（裁判官の忌避）

裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

第 25 条（除斥又は忌避の裁判）

合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体とする。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第 92 条の 7（受命裁判官等の権限）

受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。

規則第 34 条の 10 (受命裁判官等の権限・法第九十二条の七)

受命裁判官又は受託裁判官が法第九十二条の二 (専門委員の関与) 各項の手続を行う場合には、第三十四条の二 (進行協議期日における専門委員の関与)、第三十四条の四 (証拠調べ期日における裁判長の措置等)、第三十四条の五 (当事者の意見陳述の機会の付与)、第三十四条の六 (専門委員に対する準備の指示等) 第一項並びに第三十四条の七 (音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与) 第一項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

鑑定手続きの改善

第 215 条 (鑑定人の陳述の方式等)

裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

2 裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

第 215 条の 2 (鑑定人質問)

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることができる。

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序である。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

規則第 132 条の 3 (質問の順序・法第二百十五条の二)

裁判長は、法第二百十五条の二 (鑑定人質問) 第二項及び第三項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら鑑定人に対し質問をし、又は当事者の質問を許すことができる。

2 陪席裁判官は、裁判長に告げて、鑑定人に対し質問をすることができる。

3 当事者の鑑定人に対する質問は、次の順序による。ただし、当事者双方が鑑定の申出をした場合における当事者の質問の順序は、裁判長が定める。

一 鑑定の申出をした当事者の質問

二 相手方の質問

三 鑑定の申出をした当事者の再度の質問

4 当事者は、裁判長の許可を得て、更に質問をすることができる。

第 132 条の 4 (質問の制限・法第二百十五條の二)

鑑定人に対する質問は、鑑定人の意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するために必要な事項について行うものとする。

2 質問は、できる限り、具体的にしなければならない。

3 当事者は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 鑑定人を侮辱し、又は困惑させる質問

二 誘導質問

三 既にした質問と重複する質問

四 第一項に規定する事項に関係のない質問

4 裁判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

第 215 条の 3 (映像等の送受信による通話の方法による陳述)

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が**映像と音声の送受信**により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

規則第 129 条の 2 (鑑定のために必要な事項についての協議)

裁判所は、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日において、**鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項**について、当事者及び鑑定人と協議をすることができる。書面による準備手続においても、同様とする。

知的財産権関係訴訟の管轄の特例等

第 6 条 (特許権等に関する訴え等の管轄)

特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴え (以下「特許権等に関する訴え」という。) について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に**専属**する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する**地方裁判所 東京地方裁判所**

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する**地方裁判所 大阪地方裁判所**

2 特許権等に関する訴えについて、前二条の規定により前項各号に掲げる裁判所の管轄区域内に所在する**簡易裁判所**が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に**定める裁判所**

にも、その訴えを提起することができる。

3 第一項第二号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴については、この限りでない。

第 20 条の 2（特許権等に関する訴え等に係る訴訟の移送）

第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権等に関する訴えに係る訴訟が同項の規定によりその管轄に専属する場合においても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を第四条、第五条若しくは第十一条の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所又は第十九条第一項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所に**移送**することができる。

2 東京高等裁判所は、第六条第三項の控訴が提起された場合において、その控訴審において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に**移送**することができる。

第 13 条（専属管轄の場合の適用除外等）

第四条第一項、第五条、第六条第二項、第六条の二、第七条及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。

2 特許権等に関する訴えについて、第七条又は前二条の規定によれば第六条第一項各号に定める裁判所が管轄権を有すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第七条又は前二条の規定により、その裁判所は、管轄権を有する。

第 7 条（併合請求における管轄）

一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

第 11 条（管轄の合意）

当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

第12条（応訴管轄）

被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

第6条の2（意匠権等に関する訴えの管轄）

意匠権、商標権、著作権の権利（プログラムの著作物についての著作権の権利を除く。）出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条又は第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

- 一 前条第一項第一号に掲げる裁判所（東京地方裁判所を除く。） **東京地方裁判所**
- 二 前条第一項第二号に掲げる裁判所（大阪地方裁判所を除く。） **大阪地方裁判所**

簡易裁判所の機能の充実

裁判所法第33条（裁判権）

簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

- 一 訴訟の目的の価額が**百四十万円を超えない**請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）
- 二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪、刑法第百八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪又は同法第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟（第三十一条の三第一項第三号の訴訟を除く。）

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第百三十条の罪若しくはその未遂罪、同法第百八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三十一条から第三十三条までの罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならない。

第8条（訴訟の目的の価額の算定）

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は**百四十万円を超えるもの**とみなす

民訴費用法第4条（訴訟の目的の価額等）

別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

第368条（少額訴訟の要件等）

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

第275条の2（和解に代わる決定）

金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあったときは、第一項の決定は、その効力を失う。

5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

経過措置

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この法律による改正後の民事訴訟法の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の**施行前に生じた事項にも適用**する。ただし、この法律による改正前の民事訴訟法の規定により生じた効力を妨げない。

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第3条 この法律の**施行の際現に係属**している特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（第四項において「特許権等に関する訴え」という。）及び意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えに係る訴訟の管轄及び移送については、**なお従前の例による**。

2 この法律の**施行の際現に係属している事件**については、第一条の規定による改正後の民事訴訟法第二百六十九条の二及び第三百十条の二〔中略〕の規定は、適用しない。

3 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の特許法第七十八条第一項の訴えであって特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対するものに係る事件については、前項に定める場合を除き、第二条の規定による改正後の特許法第八十二条の二の規定を適用する。

4 この法律の**施行前にした申立てに係る保全命令事件**であって本案の訴えが特許権等に関する訴えであるものの管轄については、**なお従前の例による**。

(少額訴訟に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前に少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述があった事件については、第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三百六十八条第一項の規定にかかわらず、**なお従前の例による**。